

令和2年度 公文書開示（12月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 | | | |
|-------|------------|------------|--|-------------|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|--------|--|--|-----------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | | 9号 | | |
| 15 | R2. 10. 20 | R2. 12. 11 | 令和元年度都市再生ステップアップ・プロジェクト（渋谷地区）渋谷区役所仮庁舎跡地事業アドバイザー業務委託報告書 | ※ | | 1 | | | | | | | | | | | | | | （7条3号）地下構造物の撤去関連資料は、法人等が保有する生産技術上又は販売上の情報であり、公にすることにより、同業者等が当該情報を知ることが可能になるなど、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条5号）事業実施方針等は、都市再生ステップアップ・プロジェクト（渋谷地区）に係る事業の具体化を図る上での検討途上の情報である。これらの情報は、都の機関の内部における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ並びに特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるため | 都市整備局市街地整備部企画課 | |
| 16 | R2. 10. 26 | R2. 12. 11 | 小松川テクノタウン街区の市街地再開発事業に係る保留床の譲渡代金に関し長期分納方式が適用されている債務者に係る次の文書 （1）令和2年度下期分「分納計画書」及び「分割支払承認書」（起案文書を含む。） （2）債務者から提出された上記（1）の書類に係る最新の疎明資料 | ※ | | 1 | | | | | | | | | | | | | | （7条2号）氏名（肩書を含む。）及び住所は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （7条2号）直筆の署名は、特徴ある筆跡によって特定の個人を識別することができる情報であり、当該署名を公にした場合には、その筆跡を模倣して悪用されることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため （7号2号及び3号）債務者名、契約者名（法人名、個人名及び肩書）、未納金額、納入金額、内訳（元金・利子）、合計、分納月額、納入予定額等、住所（所在地）、郵便番号及び街区・部屋番号、債務者状況、電話番号、FAX番号及び債務者から提出された分納計画に係る疎明資料（確定申告書、決算報告書等の個人又は法人の財務状況等が分かる資料、記載等）については、保留床の取得に係る代金の未納状況に関するものであり、他者に知られることを忌避する性質のものである。 債務者が個人である場合には、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため 債務者が法人又は事業を営む個人である場合には、当該法人又は事業を営む個人が事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため | 都市整備局第二市街地整備事務所管理課 | |
| 17 | R2. 11. 27 | R2. 12. 11 | （1）平成26年12月18日付受付「建設業許可申請書」（許可番号 東京都知事許可第〇〇号） （2）平成27年4月14日付受付「変更届出書」（許可番号 東京都知事許可第〇〇号） （3）平成28年5月10日付受付「変更届出書」（許可番号 東京都知事許可第〇〇号） （4）平成29年4月21日付受付「変更届出書」（許可番号 東京都知事許可第〇〇号） （5）平成29年6月23日付受付「変更届出書（別紙8）の訂正について」（許可番号 東京都知事許可第〇〇号） （6）平成30年4月13日付受付「変更届出書」（許可番号 東京都知事許可第〇〇号） | 1 3 8 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | （7条2号）氏名、工事名、請負代金の額、生年月日、住所及び一級建築士に関する情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （7条3号）工事経歴書に記載の情報（金額を含む。）、直前3年の各事業年度における工事施工金額に関する情報、財務諸表の金額に関する情報、事業報告書に関する情報（金額や資金調達の状況、借入先等に関する情報を含む。）、計算書類の金額に関する情報及び計算書類に係る附属明細書の金額に関する情報は、法人の財産に関する内部管理情報であって、公にすることにより、資産や経営状況、経営方針等が明らかになり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を来すおそれがあるため | 都市整備局市街地建築部建設業課 | |
| 18 | R2. 12. 4 | R2. 12. 11 | 建設業許可業者名簿（東京都知事許可 令和2年11月30日現在） | ※ | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 都市整備局市街地建築部建設業課 | |
| 19 | R2. 12. 8 | R2. 12. 11 | 東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類 ・変更届出書一式（令和2年5月13日受付） （閲覧対象に限る） | 3 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | （7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため | 都市整備局市街地建築部建設業課 |
| 20 | R2. 12. 8 | R2. 12. 11 | 東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・平成27年12月24日受付の建設業許可申請書一式 ・平成27年12月24日受付の第34期決算変更届出書一式 （閲覧対象に限る） | 52 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | （7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため | 都市整備局市街地建築部建設業課 |

令和2年度 公文書開示（12月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | （根拠規定）条例7条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 |
|-------|------------|------------|---|-----|------|------|-----|-----|------------|----|----|----|----|----|----|----|----|---|-----------------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | |
| 33 | R2. 10. 27 | R2. 12. 25 | （1）平成26年6月10日付け事務連絡「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」の将来都市計画道路ネットワークの検証に係る調査について（依頼） （2）平成27年9月付け事務連絡「第四次事業化計画における優先整備路線について（照会）」 （3）「東京における都市計画道路の整備方針」将来都市計画道路ネットワークの検証 指標15「地域のまちづくりとの協働」に関する調査に係る依頼文 | ※ | | 1 | | | | | | | | | | | | （7条6号）職員のメールアドレスを公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため | 都市整備局基盤整備部街路計画課 |
| 34 | R2. 10. 27 | R2. 12. 25 | 東京都都市計画道路補助133号線の放射6号線～補助第130号線区間に係るパブリックコメント | | | | | | | | | | | | | | | 開示請求に係る公文書は、東京都情報公開条例第18条第2項に規定するインターネットによる公表情報等と同一の情報が記載された公文書に該当するため | 都市整備局基盤整備部街路計画課 |
| 35 | R2. 12. 21 | R2. 12. 25 | 晴海選手村整備に関し、2015年度に東京都が事業協力者との間で行った協議の詳細がわかる協議議事録等の文書（メモ等を含む） | | | | | | | | | | | | | | | 開示請求に係る公文書は、東京都文書管理規則第2条第17号の資料文書に該当し、事務の遂行上必要な期間が終了したものとして、保存期間の満了により廃棄している。 よって、当該公文書について、実施機関では既に廃棄しており、現在は存在しない。 | 都市整備局市街地整備部企画課 |
| 36 | R2. 12. 24 | R2. 12. 25 | 東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・平成28年12月21日受付 変更届出書一式 （閲覧対象に限る） | 3 | | 1 | | | | | | | | | | | | （7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため | 都市整備局市街地建築部建設業課 |
| 37 | R2. 12. 25 | R2. 12. 25 | 東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成28年4月15日許可） （閲覧対象に限る） | 41 | | 1 | | | | | | | | | | | | （7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため | 都市整備局市街地建築部建設業課 |
| 38 | R2. 12. 23 | R2. 12. 28 | 狛江市岩戸南〇丁目〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に関する協定説明図（東京都情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報を除く。） | 5 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課 |
| 39 | R2. 11. 6 | R3. 1. 5 | （1）令和元年7月11日付31都市整再第287号「再開発課事業連絡調整会議幹事会の開催について（依頼）【西日暮里駅前地区】」（別添の荒川区「西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業連絡調整会議資料（令和元年7月）」を含む。） （2）西日暮里駅前地区 市街地再開発事業連絡調整会議 幹事会議事録（令和元年7月31日開催） | ※ | | 1 | | | | | | | | | | | | （7条1号）パース・イメージ図、立面図、緑化計画図は、その著作権が市街地再開発準備組合（以下「準備組合」という。）に帰属する著作物であって、条例第7条第1号に規定する法令等の定めるところにより公にすることができない情報に該当するため （7条2号）住所、氏名及び電話番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため （7条3号）組織・仕組みづくりについて、単身者世帯向け住宅戸数、平均住戸専有面積、認可保育施設の設定員及び面積、一時滞在施設の整備対象エリアのイメージ、一時滞在施設の収容人数、帰宅困難者等の支援のための防災備蓄倉庫、防災備蓄倉庫の位置（平面図・断面図）、自家発電機室の図、事業計画案、権利変換計画の概要、供給処理施設、引込想定位置、交通計画の一部並びにイメージ図・パースは、準備組合及び準備組合の事業協力者である法人の内部管理に属する、一般には公表されていない事業に関する情報であり、公にすることにより、当該準備組合等の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため （7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため | 都市整備局市街地整備部再開発課 |

令和2年度 公文書開示（12月決定分）

| 月 整 理 番 号 | 請 求 年 月 日 | 決 定 年 月 日 | 公文書の件名 | 総 枚 数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 |
|-----------------------|--------------|--------------|--------|-------------|--------|------------------|-------------|-------------|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | | 開 示 | 一 部 開 示 | 非 開 示 | 不 存 在 | 存 否 応 答 拒 否 | 1 号 | 2 号 | 3 号 | 4 号 | 5 号 | 6 号 | 7 号 | 8 号 | | |

表の見方
 <決定区分>
 ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
 <(根拠規定) 条例7条>
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
 <公文書の件名>
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
 <公文書の枚数>
 ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。